

島根県理学療法士会理事・監事選挙実施要綱

一般社団法人島根県理学療法士会
選挙管理委員会

1. 選挙人、被選挙人について

(Ⅰ) 投票は選挙権、立候補は被選挙権を有する者でなければならない

(Ⅱ) 選挙権、被選挙権について

1) 選挙権および被選挙権は令和3年2月18日(木)の時点において、会員として登録されている者とする。(登録申請中は除く)

選挙権および被選挙権の資格のない者は以下の通りとする。

① 休会者

② 会員資格が停止されている者

2) 令和3年2月18日(木)時点の会員台帳をもとに、選挙権名簿および被選挙権名簿を作成する。

2. 選挙の告示について

(Ⅰ) 理事・監事選挙告示日は令和3年2月15日(木)とする。

告示は士会ホームページおよび紙面郵送にて行う。

(Ⅱ) 上記(Ⅰ)にしたがい、ホームページ管理担当者に対して、告示日に掲載できるよう事前に提出する。

3. 立候補の受付について

(Ⅰ) 受付時期

1) 受付期間は令和3年2月25日(木)正午より3月26日(金)正午までとする。

2) 令和3年2月18日(木)正午より2月24日(水)正午までを事前相談期間とし、立候補届に関する相談を受付けるものとする。

(Ⅱ) 受付順位

受付順位は、提出時刻順ではなく、選挙管理委員会における最終受理時刻順とする。

(Ⅲ) 受付数が定数に満たない場合

1) 立候補者が定数に満たない場合、その旨を島根県理学療法士会理事会へ報告する。

2) 報告を受けた島根県理学療法士会は、選挙管理規定第8条に則り令和3年4月2日(金)までに理事または監事を推薦し、島根県理学療法士会事務局を通して選挙管理委員長に報告する。

(IV) 立候補届の様式

1) 届出方法

- ・届出は Web のみとする。
- ・令和 3 年 2 月 24 日（水）以降に島根県理学療法士会ホームページへアクセスする。
- ・選挙サイトへアクセスし、立候補届出を行う。
- ・氏名、所属、役員歴、趣旨等は、指定された箇所に入力する。
- ・協会・士会役員歴および趣旨は、その合計が全角 1000 字以内に収まるように作成する

2) 写真

上半身、脱帽、カラー、背景無地、直近 3 ヶ月以内に撮影したもの。
デジタルデータの形式は JPEG とし、容量は 2MB 以内とする。

4. 立候補届の受理について

(I) 受付

立候補受付終了時点の状態をもって最終受付とする。Web による受付が完了すると、メールが自動送信されるが、これはあくまでも手続きを受け付けたとの意であり、立候補届の正式受理を意味するものではない。

(II) 受理

立候補届受付後、選挙管理委員会による審査を経て、正式に立候補届が受理された際には、立候補届出受領書を交付する。また、受理後であっても明らかな虚偽記載や選挙違反等が発見された場合は受理を取り消すことがある。

5. 立候補者一覧および選挙公報、投票用 ID、パスワードについて

(I) 投票用 ID、パスワード

投票用 ID、パスワードについては各会員に葉書にて送付する。

(II) 立候補者公表

立候補者の氏名や趣旨の公表については、令和 3 年 4 月 10 日（土）を目処に島根県理学療法士会ホームページ上に掲載する。

選挙公報掲載順、投票画面氏名掲載順は同一とし、それらについては、立候補受付順とする。

6. 選挙活動

立候補者およびその応援をする者は、公序良俗に反する選挙活動に抵触する活動を行い、または関与してはならない。これに違反したと選挙管理委員長が判断した場合は状況により嚴重注意、戒告、選挙権・被選挙権取り消しを行うことがある。具体的な選挙運動の内容については、別紙「選挙運動に

ついて」参照。

7. 投票について

- (I) 投票期間：令和3年5月10日（月）正午～5月23日（日）正午
- (II) 投票方法：定員連記制とする。
- (III) 白票は無効投票とする。
- (IV) 定数に満たないまたは、超えて投票しようとした場合、これを受け付けない。
- (V) 立候補者が定数内の場合は投票を行わない。

8. 開票について

(I) 開票日

令和3年5月24日（月）

(II) 開票立会人の選出

2名以上置かなければならない。開票立会人は、選挙管理委員会が選任する。

(III) 投票データの保管について

- 1) 選挙管理委員長および選挙管理委員長が指名したシステム管理者は投票システムを操作することができる
- 2) 選挙管理委員長は、開票日に開票立会人の立ち合いのもと、投票データをダウンロードする。
- 3) 選挙管理委員長の指名により、システム管理者が投票システムを操作することができる。

(IV) 無投票当選について

立候補者が定数内の時は投票を行わず、当該選挙の候補者をもって当選とする。

(V) 当選人について

- 1) 当選は、上位得票者とする。
- 2) 当選最下位同数得票者については、開票終了後、1週間以内に抽選により決定する。抽選に参加できない立候補者は他の者に委任することができる。立候補者及び関係者は抽選日を指定できない。

(VI) 当選後の辞退

当選者が当選の日から任期開始後60日までの間に死亡、退会もしくは正当の事由がある場合、辞任又は辞退とする。その際、次点者を繰り上げ当選者とする。

(VII) 当選結果公表

令和3年5月25日を日付に島根県理学療法士会ホームページ上に発表する。

9. 異議申立について

異議申立の期間は令和3年5月30日（日）正午まで。申立は電子メールによるものとし、申立先は

選挙管理委員長とする。

Mail : senkyo.pt.shimane03☆gmail.com ※☆を@に変えてください。

10. 当選証書発行について

当選が確定した後、当選証書を選挙管理委員長の名前で発行する。

11. 問合せ

島根県理学療法士会選挙管理委員会

Mail : senkyo.pt.shimane03☆gmail.com ※☆を@に変えてください。

以上